

神奈川県における農会運動の展開(二)

——日露戦後地方経営の前提・運動の担い手の養成と組織化——

内田 修道

はじめに

拙稿(一)で明らかにしたように、旧湘南社々員は生産という最も基本的な原点から、それから遊離した自由民権派を批判し、その上に自らの方向を農政技術官僚が提示した「興農論策」の方向に位置づけ、官民一致組織として神奈川県農会を設立した。一八九三年(明治二六)六月、農会運動の中心的存在であった山口書輔は志半ばで鬼籍に入った。ちようど三多摩が分離され、県政界が構造変化を起し始めたときであった。彼の遺志を受け継いだ旧湘南社々員は農政に熱心な県知事野健明(同年三月着任)と県農会設立に邁進した。農会法に農会令施行以後僅か一年半足らずの間に県下全域に町村農会が設立された所以はまさに彼らに見られる強力な主体的意志なしにはありえなかつた。そうした事実をもし上からの強制としてのみとらえるならば、歴史の内在的理解を閉ざしてしまうことになるであろう。そうした彼らにとって農会運動の社会的目標として位置をもつたのが、品評会・物産会であった。しかもそれらは内閣博覧会へと上昇する環に位置づけられ、政党が無視した「小愛国者」の顕彰の場であつた。

このように農会運動は一方で、運動の社会的な目標として品評会・物産会を各地に展開し、他方で、農談会・農事講和会・農事講習会を各地に開催した。後者は農会運動の担い手養成としての意味をもつた。

本稿は県農会が推進した担い手の養成としての各種農事講習会の実際について明らかにし、次いで県下各郡農事試験場サイドで行われた農事講習終了生の組織、農友会について検討する。そして県農

会が組織上の最重要課題として取り組んだ農事懇話会と地主会の開催について検討する。これらの検討を通してそれらが日露戦後地方経営にどのような意義をもったかを明らかにする事である。

(一) 農事講習会と講習生

(1) 農事講習会規定(普通農事)

農会運動が本格化した一九〇一(明治三四)年二月二日、神奈川県令第六号「農事講習会規定」(2)が定め、農会運動の担い手育成に一定の制度的基準が設けられた。この規定は、第一条に「農事講習会ト称スルハ農事ノ学理及技芸ヲ習得セシムスカ為郡市町村及其農会ニ於テ開設スルモノヲ云フ」と規定し、農事講習会の種類・期間・時間・資格を第一表のように規定していた(第二―六条)。

また、講習課程(第七条)は第2表のようになつており、講習日数三分の二以上を聴講し、卒業試験に合格した者に知事、郡・市長、県農事試験場長、又は開設者より講習証書が授与される(第九条)。

甲種が乙・丙種と異なる点は、単に農業技術論の精粗ではなく、「農業経済論」が履修科目に指定されたことである。甲種農事講習生

第1表

種類	期間	1日の講習時間	受講資格
甲種農事講習会	3ヶ月	5時間	①年齢17歳以上②簡易なる筆記を為し得る者 ③乙種農事講習会を卒業した者、同等の資格ある者
乙種農事講習会	2~3ヶ月	5時間	①年齢17歳以上②簡易なる筆記を為し得る者 ③丙種農事講習会を卒業した者、同等の資格ある者
丙種農事講習会	3~5日	3~5時間	なし

第2表

甲種農事講習会	乙種農事講習会	丙種農事講習会
土 壤 及 土 地 改 良 論	作物栽培法(附土壤大意)	作物栽培法大意(但シ一期ヲ通シテ)
肥 料 論	土 地 改 良 大 意	一 作 物 当 其 ノ 概 要
作物栽培論(附植物生理栄養大意)	肥 料 大 意	
農 具 論	病 虫 害 大 意	
作 物 病 虫 害 論		
農 業 経 済 論		
試 作 法 大 意		

第3表 甲種農事講習会

第1回	前期 明治34年 9月25日～10月25日	講習生61名	神奈川県農事試験場
	後期 35年 1月11日～ 2月16日	修了生51名	保土ヶ谷町香象院
第2回	前期 明治35年 9月 6日～10月 4日	講習生52名	県会議事堂
	後期 36年 1月20日～ 2月20日	修了生41名	同上
第3回	前期 明治36年 8月17日～ 9月15日	講習生51名	鎌倉郡小阪村円覚寺塔頭雲頂庵
	後期 37年 1月18日～ 2月24日	修了生39名	同上
第4回	前期 明治37年 8月11日～ 9月16日	講習生65名	平塚町平塚小学校
	後期 38年 1月16日～ 2月15日	修了生50名	同上

(「神奈川県農会報」No11、13、20、23より作成)

は農家経営を視野に置いた新しい農業の指導者たることが期待されていたのである。
講習に関する経費は各農事講習開設者の負担(第十条)と規定しており、県は直接的には経費の負担をしない。実質的には町村農会が負担することになっていた。地域の力に依存することなしには、新しい農業は実現しないわけで、まさに社会的運動ならざるを得なかったのである。甲乙丙各種講習会は、実際には、甲種が県農会主催として、乙種・丙種が主として郡農会・町村農会主催として実施

された。次に各種農事講習会が具体的にどのようなように実施されていたのか検討することにしてしよう。

(2) 甲種農事講習会

甲種農事講習会は県主催で四回開催された。時期・講習生と修了生・会場は次のようになっていた。(第3表)

甲種農事講習会は、各郡農会が講習生を選抜し、県農会が四回実施した(3)。

県農会長周布公平知事は第一回甲種農事講習会講習証書授与式において次のように述べている(4)。

諸子が多日ノ勤勉ト講師一同ガ非常ノ精励トハ広く各種ノ学科ニ涉リテ講習ノ目的ヲ達シ本会ノ為メニ満足ノ効果ヲ修メ得タリト信ズ然レトモ諸子ニシテ其得タル学理ノ適用ヲ怠リ農事改良ノ実跡ヲ示スコトナクンバ講師一同ノ精励モ遂ニ画餅トナリ諸子ガ他日ノ勤勉モ亦徒勞ニ帰セン諸子能ク之ヲ体シ各其郷ニ帰ルヤ学習シ得タル新学説ハ務メテ之ヲ実地ノ応用シ以テ農事改良ノ実ヲ示シ農業社会ノ先覚者トナリ以テ後進ノ誘導ヲ図ルヘシ(太字内田)

運動の遅れている愛甲郡において、三五年三月愛川村農会による丙種農事講習会が開かれた。最終日には農事幻灯会講話会も開かれ、講習生は百名を超えた。この講習会が盛況を呈したのは「本会の為終始奔走の労を採りたるは本村農事熱心家甲種農事講習会終了者新井共之助にして亦岡技手と共に説明の任に当たられたり」(5)。会場も新井友之助方であり、甲種農事講習会修了生はまさにこうした各郡域の実践的な指導者たることが要請されていたのである。第4表は甲種農事講習会生と修了生を郡別に示したものである。

中郡の地域の力は圧倒的であることがわかる。特に第四回は戦時下であり、講習生を選抜することすらできない郡農会が四郡もある状況の中で、会場が平塚という点もあったが、五一名もの講習生を送り出したことは農会運動が末端まで浸透していたことがうかがわれる。

第4表 郡別講習生及び修了生

	久良岐	橘樹	都筑	三浦	鎌倉	高座	中	足柄上	足柄下	愛甲	津久井	合計
第1回講習生	4	6	6	4	6	8	12	4	4	4	2	61
修了生	3	4	4	3	3	8	12	4	4	3	2	51
第2回講習生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52
修了生	3	6	3	1	4	4	8	4	5	5	3	41
第3回講習生	—	5	—	—	—	—	—	3	4	—	—	51
修了生	4	4	0	1	9	5	4	3	4	4	1	39
第4回講習生	0	0	1	0	0	1	51	2	3	5	0	65
修了生	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50

(『県農会報』No.11、No.13、No.16、No.22、No.23各郡会務報告書より作成)

「農事講習会規程」の意味を考へる場合、留意しなければならぬのは、一八九九(明治三二)年に「農会法」公布と相前後して公布された「実業学校令」である。県当局は、一九〇一(明治三四)年末県会に明治三五年度追加予算として実業学校補助費五千円を計上した。李家書記官(県農会副会長)はその提案理由で、

故ニ願クハ下級団体ノ方カラ実業教育ノ増進発達ヲ促スヤウニ致シ、随分普通教育ノ小学校又ハ中学校ト云フモノニ或ハ補習科デアルトカ、或ハ簡易科ナルモノデモ、ソレニ附随サシテ、実業教育ノ学科ヲ授ケヤウカ、ソレモ一方ニ勉メ、尚ホ且町村或ハ郡等ニ於テ、実業教育ガ出来レバ尚ホ結構デゴザイマス、或ハソレガ出来ヌデモ六ヶ月或ハ三ヶ月ニ於テデモ、講習所或ハ養成所ト云フ名デモ、何レノ名ニ於テモ実業教育ト云フモノ、増進発達ヲ為シ得ル所ガアツテ、其モノガ果タシテ効能ガアリ、将来

「農事講習会規程」の意味を考へる場合、留意しなければならぬのは、一八九九(明治三二)年に「農会法」公布と相前後して公布された「実業学校令」である。県当局は、一九〇一(明治三四)年末県会に明治三五年度追加予算として実業学校補助費五千円を計上した。李家書記官(県農会副会長)はその提案理由で、

第5表 修了証書被授与農事講習生

	甲種	乙種	丙種	蚕業	園芸	馬耕	合計
久良岐	3	—	228	—	—	—	231
橘樹	4	222	—	—	—	—	226
都筑	4	242	150	63	88	—	547
三浦	3	32	306	—	76	—	417
鎌倉	3	74	147	57	21	—	302
高座	8	634	145	190	5	13	995
中	12	341	216	28	146	—	743
足柄上	5	45	319	1	4	—	374
足柄下	4	69	84	1	1	—	159
愛甲	3	168	279	1	—	—	451
津久井	2	109	—	—	—	—	111
合計	51	1936	1874	341	341	13	4556

中郡と高座郡の動きが最も活発である。中郡はこれに甲種程度の郡農学校があり、担い手の養成では一歩抜き

中郡と高座郡の動きが最も活発である。中郡はこれに甲種程度の郡農学校があり、担い手の養成では一歩抜き

(3) 乙種丙種農事・蚕業・園芸・馬耕講習会
各町村域の運動の担い手、謂わば中堅的な担い手作りが乙種の農事講習会(普通農事)であり、さらにその底辺を担うのが丙種の農事講習会であった。こうした普通農事(米麦作)講習会とともに、農家の副業としての蚕業や園芸、さらに農家労働力の不足を補う馬耕の講習会が郡々町村農会によって開かれた。第5表は甲乙丙種農事・蚕業・園芸・馬耕の各講習会において修了証書を授与された郡別の講習生数(県農会調明治三五年六月一日)である(9)。

利益アル見込ガ附イタナラバ、幾分ニテモコノ教育費補助五千円カラ支出スルコトニシテ見タイ(6)
「農事講習会規程」も、まさにそうした県当局の方針にそくしたものであった。町村の力に依存し、そうした力量のある町村に補助金を出すという県当局の方針にもとづいて実現したのが一九〇二(明治三五)年三月に設立された甲種程度の中郡農学校(金目村)であった(7)。山口書輔等の長年の蓄積が如何なるものであったかを示している。この年の六月、県農会は総会で「県立農業学校設立に関する建議」を決議し二五日付けで県に提出している(8)。

乙種にあたる農事講習会を一九〇〇〜三年まで二三回開いている。一九〇一〜三年度に開催した村は、麻溝村・有馬村・鶴嶺村（一九〇八へ明治四一）年七月茅ヶ崎町・御所見・寒川村・大野村・大和村・松林村（一九〇八へ明治四一）年七月茅ヶ崎町・新磯村・綾瀬村・大澤村となっている。南北に長い郡を藤沢町を除いてほぼ全域で開催していた。中郡農会は郡内を一九〇二年度までは五区（一九〇三年度は四区）に分け、会場を秦野町・豊田村・金目村・成瀬村・国府村に設定し、各区内の町村農会聯合して順次に開催していた⁽¹⁰⁾。

都筑郡農会では補助金を交付して各村農会の丙種農事講習会開催を奨励し、一九〇二年度には、七カ村農会が一回、三四日、生徒数五八三人が講習を修了した⁽¹¹⁾。

丙種農事講習会や農談会にて注目されたのが幻灯器の利用であった。品評会から博覧会へ連なる環が視野を村外の世界へ広げていく媒体であったように、微視的世界を拡大して視覚に訴え、新しい技術を習得させるの意義をもった。以下は『県農会報』に報告された具体例である。

☆一九〇一（明治三四）年の事例

高座郡 鶴沼村、明治村、相原村、田名村、麻溝村、各一回、

海老名、座間、寒川、大和では各二回、大野村では三回、農談会を開催、同会修了後に農事幻灯会を催した⁽¹²⁾。

愛甲郡 一月二日〜二五日丙種農事講習会の最中に農業幻灯会を一回、一月二四日〜二七日、三田、林、棚澤、川村で各一回開催⁽¹³⁾。

☆一九〇二（明治三五）年の事例

高座郡 綾瀬村農会で二月二〇日農談会の後、農事幻灯会開催、
参集者四百名余

愛甲郡 愛川村農会で三月二九〜三一日、丙種農事講習会開催
後、農事幻灯会、来会者百余名⁽¹⁴⁾

☆一九〇四（明治三七）年の事例

都筑郡 十二月六日に幻灯器を購入し、翌一九〇四（明治三七）

年二月以降七カ村において一二回開催した。

二俣川村西谷村組合農会、一九〇四年一月二九日〜二月一日丙種農事講習会開催、最終日の証書授与式修了後午後六時より農事及び教育幻灯回を開催、参会者千三有餘名。新田村農会、二月一三日〜一五日丙種農事講習会、最終日修了後、午後六時より農事並びに教育幻灯会開催。参集者五百余人。

高座郡 相原村農会、十月二八日 農談会及び農事幻灯会

大澤村農会、十二月七日 農談幻灯会⁽¹⁵⁾

物珍しさも手伝って農事幻灯会はどこでも盛況であった。農事幻灯会はどのような意味を持ったのだろうか。一九〇二年十一月に開かれた郡農会長協議会における中郡農会長〓郡長白根鼎三は次のような発言をしている。

農家の余業としては蔬菜果物を奨励する積りで本年の町村農会長協議会に於いて各町村の試作場で蔬菜果樹を試作して適當の種苗を広く会員に配布することに定て居ります。此は良く実を結へば良いかと思つて居ります。今迄失策が果樹にはありません。……之に付て県にも御注意して欲しいのは「コレラ」、赤痢などは柿や西瓜、胡瓜、桃などから起ると云ふ誤解を持って（以て〓内田）一時売買をしな位になることがありますから、之れより説明して貰ひたい。大変困ることがあります⁽¹⁶⁾。

最も農会運動の進展している中郡でも一般的な教育水準はこのような所があった。前述した農事幻灯会を開いた高座郡綾瀬村の教育状況を「神奈川県高座郡綾瀬村是調査書」において次のように報告している。

尋常小学校を終り高等科に入るものは半分に足らず、小学校を出たる後は多くは田園の耕作に従事し学芸を修めず、中学校、

師範学校、高等女学校に入るものは極めて少なし、稀れには青年者相集りて夜学することあり、補習科なく農業科なく塾様のものもなし、一般には新聞雑誌を見るものは十戸に一戸内外に過ぎず文盲は百人に五六人はなきにあらず、技芸に關しては農事講習生は六十人蚕業講習生が三人、甲種農事講習生二名、西ヶ原蚕業講習生一名、農学士一名あり⁽¹⁷⁾。

綾瀬村の一九〇二(明治三五)年の現住戸数は八八〇戸、人口は五六八六八人、農事講習生は総て戸主と見たとしても、全戸の一〇％に満たない。農事幻灯会はこのような實際の農民の教育水準と新しい農業が要求する教育水準との段差を埋める有効な手段として認識されていた。農事幻灯会について「高座郡農会通信」⁽¹⁸⁾は、

農事幻灯会ニ就イテ一言ヲ述ツレハ、老若男女相集リ、為メニ喧噪ニ流ル、ノ嫌ナシトセス、淫風ヲ惹起ス(ル)ノ弊ナシト云シベカラズ、サレトモ之ヲ行フノ方法宜シキヲ得、此等ノ害ヲ除キ、多クノ農民ヲシテ目ニ見耳ニ聞カシメ、以テ農事上ノ感念ト知識ヲ得セシムルノ便アリ、実ニ農事ヲ奨励スルニ当リ農談会ヲ開催スルモ農事上ノ知識ト感念トニ乏シキ所アリテハ聴講スルモノ極メテ少ク、為メニ農民ヲシテ其知識ヲ得セシムルノ機会ナキニ苦ム、当局者トシテ實ニ遺憾ニ堪ヘサルナリ、之レ幻灯会ヲ開催スルノ止ヲ得サルニ出ツルナリ、而シテ之ヲ開催シタル結果、一般ニ聴講者多クシテ、為メ道德的觀念ト經濟上ノ知識ト農事上ノ學理ヲ与フルノ便ヲ得テ今後大ニ益スル所アラントス(太字、()内訂正、内田)

と述べている。郡農会も「老若男女相集り、為メニ喧噪ニ流ル、ノ嫌ナシトセス、淫風ヲ惹起ス(ル)ノ弊ナシト云シベカラズ」と述べているように、当初は幻灯器がつくりだす「見せ物」的要素⁽¹⁹⁾に疑心暗鬼だったことがわかる。前述した都筑郡二俣川村西谷村組合農会内種農事講習会後に行われた農事及び教育幻灯会は「農事に關する映画五拾余枚、教育に關する映画五十余枚を写し終りて閉會せしは翌日午前一時、集るもの千三百有余名」という活況であった。

郡も導入してみても初めてその威力を認識したのであろう。『県農會報』に報告された件数でも高座郡が最も多く幻灯器を利用していた。

(二) 農友会・農事懇話会

——農事講習生・地主の組織化——

一九〇二(明治三五)年五月六日、郡農事試験場長會議における県知事の諮問(一稱作及麦作改良法を普及せしむる方法如何。二農事講習会の状況如何。耕地整理を普及せしむる方法如何)に対して、各郡農事試験場長が答申した⁽²⁰⁾。

第一の答申には農會運動が直面している問題が明確に提示されていた。運動が一定の進展をしている中郡試験場長は、秦野のような煙草産地、大磯・平塚・大山のような町場を除いた中央部の農業地では「比較的進歩シ講習生ハ勿論一般農家モ大部改良法ニ拠レリ、然レトモ講習生ハ未タ一家ノ骨子タラサルモノ多キヲ以テ勢ヒ充分ニ行フ能ハサル処無キニシモアラス」と講習生が「一家ノ骨子タラサルモノ」という問題点があるが、改良法が一般にも普及し始めていることを指摘していた。高座郡農事試験場長石橋徳藏は高座郡では「農事講習生ノ数頗ル多キヲ以テ從テ改良法ノ普及ハ多キヲ致セルノ現況ナリ、然レトモ尚一般ニハ実行セラレザル」と述べ、他郡に比べて抜きんでている多数の農事講習生を送り出しているにも関わらず、改良法の普及が講習生止まりであった。他郡の試験場長は推し並べて改良法が講習生止まりであると報告しており、講習生の多寡はそのまま運動の実態を示していた。農會法ニ農會令が制定され以降に取り組まれた郡と中郡とはその質が異なっていた。改良法が普及しない原因について都筑郡農事試験場長は「農事講習生の少数にして頑農に圧せらるゝと地主の改良に冷淡にして小作者を庇護せざるに因る」と述べているが、この点は凡そ各郡共通していた。より一層の改良法普及の方法として講習生の活用とその組織化が進められた。

農事講習生の組織は三四年末には各郡に農友会として組織され、一応各郡の連合組織ではある県組織が作られたようである⁽²¹⁾。

「其組織（＝県連合農友会）ヲ完全ニシ、自他農事上ニ関係アル諸方面ト連絡シテ一層其成效ヲ助長スルノ必要ニ迫リ」、一九〇二（明治三五）年二月保土ヶ谷町で開催中の第一回甲種農事講習会会場に各郡の農友会評議員を招集し、組織改定について討議し、次いで四月二日に県農事試験場内に評議員会を開催した。甲種農事講習生惣代者も加えて審議し、それまでの県連合農友会を改めて、神奈川県農友会とすることを決議し、新に神奈川県農友会規則を決めた。農事講習生を以て組織し（第四条）、「會員相互ノ親睦ヲ図リ、併セテ農事ノ改良発達ヲ期スル」ことを目的とした（第三条）。これは仮規約であつたらしく第二条の事務所規定には具体的な場所が入っていない。この規則の討議後、仮役員を選出した。会長は県農事試験場長である高橋久四郎、副会長には県農会技師である下山恪三、幹事に県農事試験場技手の草柳正治と富樫常治が選任された。同月二二日の郡農事試験場長会議の際、高橋仮会長から一名に委員が囑託されたが、その総てが郡農事試験場長であつた。規約の草案や仮役員が定められたが、この県組織づくりは農事講習生を直接に指導する農事試験場サイドが中心として構想されたもので、県農会が緊急の課題として決めたものではなかつた。そのため計画倒れに終つたようである。『神奈川県農友会報』にも統報は掲載されておらず、橋樹郡農友会第七回総会の際、会長澤野房次郎（橋樹郡農会副会長）が「本県農友会の先に廃せられしを見て、本回は其覆轍を履まざらんことを欲し……⁽²²⁾と述べていることから見ても明らかである。しかしながら郡レベルでは農友会は農事講習生を結集して重要な役割を果たした。特に橋樹郡は農会の中核的組織となつていつた⁽²³⁾。『橋樹郡農友会会則』⁽²⁴⁾には第一六条に三五年四月より施行するとあり、三月までには一応の組織ができていたようである。橋樹郡の農事講習生及び有志者を以て組織し、會員相互の親睦、知識の交換を図り農事の改良発達を図ることを目的に掲げた（一、

二条）。会長・副会長各一名・幹事六名（内一名は会長選任の専務幹事）・各町村毎一名の委員を選出し、委員会を構成した（三、五条）。会長・副会長・幹事は委員会において會員中より選出し、各町村委員はその町村會員から互選された（四条）。また、学識名望あるもの総会の決議で名誉會員にすることができるようになつていた（九条）。會員の会費によつて組織運営がされることになつていた（第十条）。會員は自らの農事改良上の意見を建議することを明記し（第十二条）、さらには「本会ハ郡内ノ農事上ニ関スル交易ヲ謀ランガ為時宜ニヨリ会報ヲ発行シ遍ク會員其他ノ有志者ニ配布スルコトアルベシ」と規定し（十条）、単なる親睦団体とは異なる組織課題を掲げていた。初代の会長は郡農会副会長である澤野房次郎、副会長は稲田村の上原量平、幹事には大綱村の飯田助夫ら六名が名をつらねていた。

六月橋樹郡農友会会長澤野房次郎、名誉會員井田文三（郡農会長）、名誉會員松尾豊材（郡長）が連名で「橋樹郡農友会終身會員加入を勧誘する主意書」⁽²⁵⁾を發した。

今ヤ時勢ノ進運ハ農業ト雖トモ旧慣ヲ固守スルヲ許サス宜ク学理ヲ実地ニ応用シテ農業ノ改良進歩ヲ企図スヘキノ時期ニ属ス而ルニ老農ノ實歴論ト少壯者ノ学説トハ往々思想ノ衝突ヲ来タシ連為ノ田滿ヲ欠クモノアルハ間々見聞スル所ナリ殊ニ兩三年來年穀ノ豐饒ナラサルト商工業側ニ於ル勞力ノ賃金比較的利得アルカノ故ヲ以テ小作者漸ク田畑ヲ地主ニ返還スルノ傾キアリ若シ今日ノ場合新旧思想ノ衝突ノ為メ又タ地主ト小作者トノ損得背馳ノ為メ農事ノ改良一日ヲ躊躇スレハ生産上一日ノ損アリ要スルニ老農モ少壯者ト協力シ地主モ小作者ト調和シテ共ニ樂ミ俱ニ憂フト云フノ感（觀ニ内田）念ヲ必要トス幸ヒ本郡ニハ講習生ト篤志家トニ由リテ組織シタル農友会アリテ農業ノ改良進歩ヲ企図セラル、ノ機関アリ然レトモ之カ十分ノ活動ヲ為サシメントスルニハ多少ノ費用ヲ要スルコト勿論ナリ願クハ郡内重ナル地主并ニ富有ノ各位ニ於テ其終身會員トナリ応分ノ金員

ヲ寄付シテ農友会ノ事業ヲ贊助シ以テ本部ノ農業ヲ利益スルノ
ミナラズ実ニ帝国ノ基礎ハ農ニ在リト云フノ実効ヲ奏セシメラ
レンコトヲ敢テ郡内有力者諸君ニ檄シテ其同情ヲ表セラレンヲ
希望スト云爾

この主意書で注目したいのは、橘樹郡の農会運動が当面している問題を明確に示していることである。一つは新しい農業を推進する「少壮者ノ学説」と「老農ノ実歴論」という「新旧思想ノ衝突」であり、もう一つは都市化にともない労賃の上昇と、「小作者漸ク田畑ヲ地主ニ返還スル」ような「地主ト小作人トノ損得背馳」という状況が生まれたことである。このまま放置すれば新しい農業を推進できなればかりか、農家経営崩壊の危機にさらされ、さらには町村秩序が荒廃するという危機意識が彼ら指導部にあった。農事講習生はまだ「一家ノ骨子」ではない。新しい農業実践をより積極的に展開するには、会員の納める通常の会費で充分ではなく、「郡内重ナル地主并ニ富有ノ各位」の財政的支援と彼らの社会的影響力とが不可欠であった。こうして農友会を強化するため、農友会終身会員加入も郡内有力者に呼びかけたのであった。この趣意書に言う「農業ノ改良進歩」には「老農モ少壮者ト協力シ地主モ小作人ト調和シテ共ニ樂ミ俱ニ憂フト云フノ感(観)念ヲ必要」という彼等の認識は幕藩制下の鄉村指導者が求められた資質と同じである。果たしてこれは伝統的鄉村指導者の資質の復活を意味したのであるだろうか。この点は県農会による地主の組織化の過程で明らかになってくる。

一九〇三(明治三六)年四月一三日、委員会において新しい改正規約が討論修正をへて成案となり、四月一八日の総会で正式に承認された(26)。

この改正規約案は全文五章二四条からなっている。元の規約では第二条の会の目的は「本会ハ相互ノ親睦ヲ厚クシ知識ノ交換ヲ謀リ農事ノ改良発達ヲ図ルヲ以テ目的トス」とあったが、改正規約案では「本会ハ」の次に「会員間の団結を鞏固にし」という一句が加えられ、より強固な組織であることを表明した。この目的を達するた

第6表

月日	郡名	町村名	会場	講師名
7月26日	三浦	初声	小学校	西ヶ谷・高橋・秦・下山・加藤
同 27日	同	豊島	郡役所	西ヶ谷・高橋・下山・加藤
同 29日	高座	座間	小学校	西ヶ谷・高橋・福井・加藤
同 30日	同	同	同	西ヶ谷・高橋・福井・加藤
同 31日	愛甲	萩野	法界寺	西ヶ谷・高橋・福井・加藤・飯田
8月1日	中	金目	農学校	西ヶ谷・高橋・福井
同 2日	足柄下	小田原	小学校	西ヶ谷・高橋・福井
同 3日	同	国府津	小学校	西ヶ谷・高橋・福井
同 4日	足柄上	松田	延命寺	西ヶ谷・高橋・下山
同 5日	同	同	同	西ヶ谷・高橋・下山
同 7日	久良岐	日下	郡役所	西ヶ谷・高橋・下山
同 8日	都筑	都田	妙蓮寺	西ヶ谷・高橋・飯田
同 9日	同	同	同	西ヶ谷・高橋・飯田
同 10日	橘樹	高津	宗隆寺	西ヶ谷・高橋・飯田
同 11日	同	生見尾	天王院	西ヶ谷・高橋・飯田
同 12日	鎌倉	戸塚	倶楽部	西ヶ谷・高橋・下山

めに、年二回総会を開き、さらに機関誌農友会報の発行、農友会種苗園の設置を規定した(三、四、五、六、七条)。会員も通常(農事講習生)、終身(金五円以上寄贈者)、名誉(学識名望、功労者)の三種類に明確に分け(八条)一層強力な組織体制となった。この農友会がその後の橘樹郡農会の中核的組織として活動することになり、日露戦後にも重要な役割を果たすことになった(27)。

県農会は何が最大の組織的課題として捉えていたのか。県農会は明治三六年度の事業として「主として地主を集め農村の経営策を懇話せしむるため」農事懇話会を県下郡部全域で約二〇日間にわたって開催した。講師は、静岡県農会長・駿河国報徳社西ヶ谷可吉・神奈川県農事試験場長高橋久四郎が担当し、臨時講演者として県参事官秦豊助・県農会副会長福井準造・県農会幹事下山恪三・県農会技

手飯田吉英・静岡県豆湯中学校教諭加藤孫平が担当した。第六表は農事懇親会の日時・郡名・町村名・会場・出席講師の一覧である(28)。

農事懇親会の開会初日、県農会幹事下山恪三はその趣旨を語っている(29)。

下山はこの懇話会が昨年から企画され、郡農会長協議会に諮

問し、その賛同をへて開会に至った経緯を告げ、さらになぜ農事懇話会と称したのかについて、

此の会たる素と地主諸君の会合なれば、実は地主会と称する方、正當にして、此種の会たる、特り本県のみならず、各府県共、已に沢山開催あり、然れども地主会の称呼は、少しく穩當ならず、何となれば小作人に対するの嫌ひあるのみならず、兎角選挙其他の事等に誤解され易きを保せず、故に殊更に農事懇話会と称すと雖も、其の實、地主諸君の集會を請ひたるものなれば、固より従来普通の農談会の如きものとは、大に性質を異にするものなり、

と述べ、この会が「諸君と更に協議する所あらんとするもの」であることを強調した。このように前置きして、なぜ地主会なのかを明らかにしている。

農事改良は明治一二、三年頃の勸業試験場の設置、二九年の保土ヶ谷の神奈川農事試験場設置などで種々改良研究し、農談会や講習会により「扶導誘掖の勞を尽くせり」と雖も、絶へて其実績の認むべきものなきは、頗る遺憾に堪へざる次第なり」。その原因は何か。

社会全般より之を觀れば、今日の地主は、寧ろ改良事業に不熱心なるもの多く、只小作料さへ徴収すれば、以て足れりとなすもの、一般を通じて大抵此流派なるが故に、今日迄の農事改良の事は、止むを得ず、小作人を待つより外致し方なかりき、すなわち小作人は農事改良の主腦者にして、殆んど首尾顛倒の姿を呈したり、事實は已に斯の如きが故に、小作人は實際改良の衝に當り、其実跡を挙げざる可らず、然れども其状態如何其境遇如何、吾々は實に之れを謂ふに忍びず、彼等は改良上必須なる資本に欠乏を告ぐるものなり、充分なる勞力に欠くるものなり、之に対して農事の改良を奨励するも、事頗る難しと言はざる可らず、農事改良の聲、世上に噴々たるに拘らず絶へて其実挙げざるは、主として茲に存するものにして、改良事業の絶へて実効を奏せざるもの抑も其一大原因とす。

「只小作料さへ徴収すれば、以てたれりとなす」地主、これこそが農事改良事業、農會運動の最大の障礙であつた。事態をこのまま放置したら如何なるのか。確かに「今日小作党蜂起の如きは、事尚輕易に属す」。ここで下山は現在農業にとつて何が問題なのかを次のように指摘する。

一朝若し吾農業界の緊要なる勞力資本が、他の業即ち商工の方面に流れ去るに至れば、農事の振興は全く地に落ち、又如何ともなす能はざるに至るや計り難し、而して事實は現時早く已に此の現象に近づきつゝ、あるものなり、

下山が挙げてゐる具体例は、海外移民、東京、横浜、横須賀への移住である。資本主義經濟の急速な進展と、都市が農村の「強壯者有爲なる必要の人物」を収奪し、農村が荒廢するという危機意識がそこにあつた。小農經營を基本とする日本の農業をどのようにして市場經濟にリンクしていくのか。この課題解決の鍵を握るものが地主であつた。「地主たるもの、果して如何なる策を以て之に処すべきか、蓋し大に考慮すべき価値ある問題たるべし」と、下山こう論じて地主がどう処すべきかを示した。

地主は素より小作人を愛護し、安心して其業に就かしむべく、農事改良上必要なる資金の如きは、種々の方法を講じ、務めて之を供給するの方針を採らざるべからず、而して其方法としては、夫の信用組合、独乙報徳者の如き、皆採て以て模範と爲すに足るべきを信ず、信用組合は、独乙其他各国の实例に徴するも、其偉大の効益ある明にして、農業家に資金の融通を図る唯一緊要の機関とす、又報徳者の如きは、一宮先生の遺訓により、成立せるものにして、所謂徳を以て徳に報ずるの精神により、公徳なる基礎の下に經濟主義を加味せるものなれば、現今の時勢に対して、尤も其必要を認むるものなり、

地主はまず第一に小作人を愛護する徳義心が要求された。これは幕藩制下に形成された郷村の指導者としての資質であつた。第二に農事改良上の資金を供給する手立てを講ずる経営指導者たることが

要求された。その手立てが市場経済に小農経営をリンクする産業組合であった。しかもドイツから輸入の産業組合思想を報徳思想を媒介にして理解させようとしていた。「公德なる基礎の下に経済主義を加味せる」報徳社の思想は、地主の経営指導のもとに農事改良を推進し、小農経営を市場経済にリンクする方法としての位置が与えられたのである。この農事懇話会の講師として静岡県農会長・駿河国報告社長西ヶ谷可吉が選任された訳はここにあった。

(三) 担い手の養成と組織化は日露戦後をもちとしたのか

——むすびにかえて——

農事講習会は農談会と共に県下各地で実施された。農談会と異なつて、農事講習生は新しい農業の担い手として期待された。しかし、運動の遅れた地域では若い講習生が改良法を実施しながら管理が行き届かないため失敗し「他ノ笑イヲ買フ」ことが往々見られ、新しい農法にとつて逆効果をまねくこともあった⁽³⁰⁾。こうした事態を改善しようとして農事試験場サイドから農事講習生を組織化し、農友会が結成された。農友会は県段階の組織は作られなかったが、橘樹郡など運動の遅れた地域では農会の中核組織となった。しかし、当事者は農事講習生の若さを欠陥としていた。「乙種農事講習に於ては其生徒中比較的幼年者多きを以て効果を顕すの割合に遅きは之れ本会（高座郡農会）の遺憾とする処なり」⁽³¹⁾と云い、彼等が「一家ノ骨子」でないことを農事改良普及の障礙と見た。

しかしながら、日露戦後までスパンを広げると異なつたことが見えてくる。若い農事講習生を毎年送り出したことが、町村側に主体的な力量をつけさせたことである。なぜなら、明治四〇年代に県や国から補助金を獲得し、農林学校や実業学校を設立し⁽³²⁾、農業の担い手育成を制度化した主体的な力量は、こうした人的な蓄積がなしにはありえないからである。また、さらに彼等の教育要求が急激な就学率上昇の主体的条件を構成したのであることも容易に予

想できる。さらには青年会結成の基礎組織としてなつたことである。飯田家資料にある「大綱村青年会々々則草案」は橘樹郡農友会用箋が使われ、この草案の執筆者は農友会幹事飯田助夫であった。この史料の表紙には「地方改良青年会関係書類」となっており、農友会が地方改良運動の組織的前提を作り出したことは確かなことである。既に拙稿⁽³³⁾で明らかにした一九一〇年代に成立した高座郡の町村全域で設立された青年会は、この時期毎年送り出された農事講習会生を前提として実現したものだつた。

農事懇親会に集めた地主を組織化することは容易なことではなかつた。地主に小作を保護奨励する徳義心を要求し、そのイデオロギ―装置として報徳思想に着目し、小農経営を市場経済にリンクする方法としての産業組合運動の指導者として彼らを再教育が試みられなかつた。神奈川農会が組織を挙げて産業組合の設立に臨むのは一九〇六（明治三九）年一月以降である。そして地主会が組織として成立するのは一九一三年に至つてからである。日露戦後の産業組合運動の展開も、高座郡地主会の設立も、農会運動の過程で着手されたものであつた。

なお、この農事懇親会と同じ時期に県農会が重要な組織課題として取り組んだ農事実行組合の設立に関しては稿を改めて考察するつもりである。

付記、本稿は九四年一二月、本会と神奈川地域史研究会との合同例会における報告「神奈川県における地方改良運動の前提」を基礎としている。本報告の準備の過程で京浜歴史科研の諸兄妹から多大なご助言を戴いた。

注

(1) 「神奈川県における農会運動の成立と展開——日露戦後地

- 方経営の前提——」（『神奈川地域史研究』第一三三号）
- (2) 『神奈川県公報』九三〇号、明治三四年二月一二日。
- (3) 第四回以降は郡農会主催に切り替えられ、二回行われた。なお、第三回の後期から日露戦争下となり、第四回は各郡選抜ではなく、開催地が県西部地区であり、実質的には中郡農会中心であった。
- 県農会明治三七年度会務状況報告書は「本年度以降甲種農事講習の開催は之れを見合はせ各郡の事業と為すことを協定せり本会は専ら講師の斡旋、費用の補助等を為し以て可成速かに各郡に農業知識の普及を図らんとす」と述べている。四〇年以後相次いで県立・郡立の農業学校、蚕業学校が設立され、農業の担い手の育成は制度化された。
- (4) 「農事講習」（『神奈川県農会報』一一号。以下『県農会報』とする）。
- (5) 「愛甲郡相川村農会事業報告」（同右）。
- (6) 『神奈川県会史』第三卷三〇〇頁・神奈川県教育史』通史編上巻一〇三九、四〇頁。
- (7) 「郡農会記事」（『県農会報』一一号）。
- (8) 「建議及申請」（『県農会報』一二号）。
- (9) 「農事講習生現在数」（『県農会報』一三三号）。
- (10) 「各郡会務状況報告」（『県農会報』一一、一六、二〇号）。
- (11) 「各郡会務状況報告」（『県農会報』一六号）。
- (12) 「高座郡農事雑録」（『県農会報』一〇号）。
- (13) 「郡農会記事」（『県農会報』一一号）。
- (14) 「郡町村農会記事」（『県農会報』一三三号）。
- (15) 「明治三六年度各郡農会会務状況報告」（『県農会報』二〇号）。
- (16) 「郡農会の状況」（『県農会報』一三三号）。
- (17) 『県農会報』第一八号。
- (18) 『県農会報』第一〇号。
- (19) 田中聡「衛生展覧会の欲望」、青弓社、一九九四年七月。
- (20) 「諮問案の答申」（『県農会報』一一号）。
- (21) 「従来各郡トモ郡農友会ノ組織已ニ成リ、専ラ農事講習生相互ノ親睦ヲ図リ、農事改良ヲ企図スルヲ以テ目的トシ、延テハ県聯合農友会ノ設立ヲ見ルニ至リ」（『農友会記事』『県農会法』一一号）。
- (22) 三六年九月、「會員諸君に望む」（『本農』五号）
- (23) 『県農会報』一六号。
- (24) 全文一六条。神奈川県立公文書館寄託「飯田家資料」、以下飯田家資料とのみ記す。
- (25) 飯田家資料
- (26) 「農友会報」一号、『本農』第二号に収録。飯田家資料。この『本農』は、川崎町農会代表者・農友会委員であり、本農園の経営者である高橋倉蔵が独自に発行した雑誌で、第一号を七月一六日に出版した。「農友会報」はこの雑誌の紙面を借りて発行された。
- (27) 四月段階で会員は三六一名。
- (28) 「農事懇話会」（『県農会報』第一六号）。
- (29) 「神奈川県農会農事懇親会開会の趣旨」（『本農』二二号）。福井進造も第一回甲種農事講習会の席上「農業社会の改善を謀らんが為めには、先づ他の方面に傾斜せる有志家の頭脳を改め、地主に向て農事改良の必要なるを覚らしめ、彼等本来の職業が、有志家たり、名誉職たるにあらずして、所謂農民の柱石たることを覚らしめ、彼等の声を以て農事改良の必要を叫ばしめ、彼等の口を借りて農業社会改善の法を講ぜしめ、或は資本の必要あれば、彼等自ら其衝に当りて、資本融通の法を講じ、耕地整理の計画あれば、彼等率先して此業に身を委ね、其農業上に関する百般の設備経営を、彼等の双肩に荷はしめ、小作人小農夫は、其補助となり、手足となり、時に或は其器械となり、所謂上下一心以て斯業の改良を謀ること

なくんば、百の方策を画し、万の計画を企つるも、吾人は其
遂に徒勞に歸すべきを恐る。故に吾人が農事改良の方策は、
先づ地主の頭腦を改善するにあり。上級者流の心を改良にす
るにあり」(『県農會報』一一号)と農事講習生に説いた。

(30) 「諮問案の答申」(『県農會報』第一一号)。

(31) 「明治三五年度各郡會農會會務の狀況」(『県農會報』第一
六号)。

(32) 『神奈川県教育史 通史編上卷』第五章実業教育参照。

(33) 「神奈川県高座郡における地方改良運動の展開」(『京浜歴
科研年報』八号)

